

北海道動物愛護推進員を募集します

(令和元年度(2019年度)北海道動物愛護推進員募集要項)

動物愛護推進員とは

北海道では、道内(※札幌市、旭川市、函館市及び石狩市を除く。)における動物の愛護と管理を推進するため、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護法」という。)第38条の規定に基づき動物愛護推進員を委嘱しており、ボランティアとして、犬猫等の動物の愛護や正しい飼い方について、道民の理解を深めるための活動を担っていただいています。なお、ボランティアとして活動いただくため、謝金等は支給されません。

第7期動物愛護推進員の委嘱期間の終了に伴い、第8期動物愛護推進員を募集します。

動物愛護の推進に熱意があり、道の施策にご協力いただける方の応募をお待ちしています。

※ 動物愛護推進員は、動物愛護法により都道府県知事、指定都市及び中核市の長が委嘱することができることとされているため、札幌市、旭川市及び函館市の方は、対象外となります。また、石狩市においては委嘱の事務を委譲しているため、対象外となります。

〈主な活動内容〉

- ① 行政が行う動物愛護イベントへの協力
- ② 保健所に收容された犬猫の譲渡事業(新しい飼い主探し)への協力
- ③ 災害時における犬猫の避難・保護への協力
- ④ 犬猫の避妊去勢手術や適正な飼育について、飼い主などへの助言

○動物愛護法(抜粋) ※令和元年(2019年8月現在)

第38条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- 三 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。
- 四 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。
- 五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。

募集内容・応募要件など

1 募集内容

(1) 次の3区分で、全道で170名を各(総合)振興局単位で募集します。

- ① 一般の方(資格、経験は問いません。)
- ② 犬猫等の動物に関する資格を有する方又は犬、猫等の動物に直接かかわる仕事をされている方
 - ・資格は、動物の愛護及び適正飼養等に関する知識の修得が必要となる「獣医師」、「愛玩動物飼養管理士」、「ドッグトレーナー」等で、種類は問いません。
 - ・犬猫等の動物に直接かかわる仕事には、ペット用品のみを取り扱う仕事は含みません。
- ③ 市町村から紹介を受けた方

(2) 区分ごとに募集の定員を設けていますが、委嘱後は募集区分による区別はありません。

(3) 任期は、委嘱の日(令和元年(2019年)11月中を予定)から令和3年(2021年)10月までの約2年間です。

2 応募要件 (次の要件をすべて満たす方が対象となります。)

- ① 北海道内(札幌市、旭川市、函館市及び石狩市を除く。)に居住し、18歳以上の方
- ② 動物の愛護と適正な飼養の普及啓発に熱意と識見を有し、動物愛護行政に協力する意欲のある方
- ③ 動物愛護法、狂犬病予防法、北海道動物の愛護及び管理に関する条例及び市町村の動物関係条例の規定を遵守している方

応募方法等

- 1 応募方法 裏面応募用紙に必要事項をご記入の上、最寄りの(総合)振興局保健環境部環境生活課あてに提出してください。(郵送・FAXも可)
- 2 選考結果 各(総合)振興局で選考を行い、結果を応募者全員にお知らせします。
選考された方には、委嘱の承諾書を提出していただき、各(総合)振興局が行う1日間の研修会に参加していただいた後に、「北海道動物愛護推進員の証」を交付します。

応募締切・応募先

- 1 応募締切 令和元年9月30日(月) 必着
- 2 応募先・問合せ先

○各(総合)振興局保健環境部環境生活課(応募・問合せ)

空知	〒068-8558	岩見沢市8条西5丁目	TEL 0126-20-0045・FAX 0126-22-3621
石狩	〒060-8558	札幌市中央区北3条西7丁目	TEL 011-204-5825・FAX 011-232-1156
後志	〒044-8588	虻田郡倶知安町北1条東2丁目	TEL 0136-23-1354・FAX 0136-22-5835
胆振	〒051-8558	室蘭市海岸町1丁目4-1	TEL 0143-24-9578・FAX 0143-22-5170
日高	〒057-8558	浦河郡浦河町栄丘東通56号	TEL 0146-22-9254・FAX 0146-22-7516
渡島	〒041-8558	函館市美原4丁目6-16	TEL 0138-47-9439・FAX 0138-47-9205
檜山	〒043-8558	檜山郡江差町字陣屋町336-3	TEL 0139-52-6494・FAX 01395-2-5783
上川	〒079-8610	旭川市永山6条19丁目1-1	TEL 0166-46-5924・FAX 0166-46-5206
留萌	〒077-8585	留萌市住之江町2丁目1-2	TEL 0164-42-8436・FAX 0164-42-1650
宗谷	〒097-8558	稚内市末広4丁目2-27	TEL 0162-33-2922・FAX 0162-33-2631
林-ㇿ	〒093-8585	網走市北7条西3丁目	TEL 0152-41-0632・FAX 0152-44-3122
十勝	〒080-8588	帯広市東3条南3丁目	TEL 0155-26-9031・FAX 0155-22-3746
釧路	〒085-8588	釧路市浦見2丁目2-54	TEL 0154-43-9155・FAX 0154-41-2703
根室	〒087-8588	根室市常盤町3丁目28	TEL 0153-23-6823・FAX 0153-23-6215

○北海道環境生活部環境局生物多様性保全課(問合せのみ) TEL 011-204-5205